

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度川島町情報公開及び個人情報保護審議会第1回会議	
開 催 日 時	平成25年9月27日（金） 午後2時59分～4時42分	
開 催 場 所	川島町役場別館第1会議室	
議 題	<p>(1) 会長及び副会長の決定</p> <p>(2) 会議の公開について</p> <p>(3) 会議録の記録方法及び会議録署名委員の指名について</p> <p>(4) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開及び個人情報保護制度の実施に関する事項の審議について <p>(5) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について 	
公開・非公開の別	公 開	
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	吉田 豊子、蓮見 重人、大澤 貴裕、小久保 彰、福島 彰、佐々木 美代子、爲谷 健一、森田 智博、三井 俊秀
	事務局職員	総務課 粕谷 克己、山崎 勝義、江間 裕一、田中 宏
配 布 資 料	<p>資料1 川島町情報公開及び個人情報保護審議会条例</p> <p>資料2 川島町情報公開条例</p> <p>資料3 川島町個人情報保護条例</p> <p>資料4 川島町審議会等の会議の公開に関する要綱</p> <p>資料5 川島町審議会等の会議の公開に係る傍聴要領</p> <p>資料6 平成24年度 川島町情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>その他 諮問書及び諮問に基づく資料</p>	

審議会等の内容・概要

1 開会

2 委嘱状の交付 高田康男町長から、吉田豊子委員に代表して交付。

3 あいさつ 高田康男町長

4 委員紹介（自己紹介）

5 事務局紹介（自己紹介）

6 議事

(1) 委員長及び副委員長の決定

・委員の互選により、三井俊秀委員を会長、吉田豊子委員を副会長に決定した。

(2) 会議の公開について

・個人情報を含む内容の審議ではないことから公開と決定した。

(3) 会議録記録方法及び会議録署名委員の指名について

・会議録は発言者の発言内容ごとに要点記録とすることとし、会議録指名委員は会長の指名により、吉田豊子委員及び蓮見重人委員に決定した。

(4) 諮問事項

・情報公開及び個人情報保護制度の実施に関する事項の審議について

諮問書により、事務局から諮問内容について説明。

行政書士や司法書士などの士業者から戸籍等の請求があり、除籍謄本を交付したが、偽造した職務上請求書による不正取得であったことが発覚した。

戸籍等を不正に取得された方（被害者）には、戸籍等が不正に取得された旨と不正取得した申請者が通知されるが、申請者に依頼した者（依頼者）の氏名又は名称は通知されない。

被害者が、個人情報保護条例の規定に基づき、自己情報の開示請求で依頼者の開示を求めた場合、依頼者の氏名又は名称を公開することができるかについて。

【会長】情報公開条例と個人情報保護条例が資料にあるが、情報公開条例上、個人情報については、本人の情報であっても原則非開示である。逆に、個人情報保護条例上は、個人の情報は原則開示である。16条（4）に本人以外の第三者である個人が識別される個人情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれのあるものになるかどうかとすることによってよい。

【担当課】事務局から説明があつたが、内容はそのとおりである。現在この要領によって開示したのは1件。ただし、依頼者の氏名については伏せて通知している。犯罪性もあることから早急に対応する必要があるため、本日諮問をさせていただいた。

【事務局】犯罪性が強いため、守るべき個人の利益もあるが、偽造したものに載っている個人情報、そもそも守るべき個人情報に該当しないのではないか。

川越市の開示理由に、裁量的開示の条項が載っている。町の条例は平成14年から大幅な見直しをしていないため、開示することができない。

法務局からの通知によって、悪意の推定をすることができる。

【会長】職務上請求書について、業務の種類は訴訟手続となっており家庭裁判所の裁判の管轄。被告の住所の家庭裁判所に通知を出すことになっている。

当人にとってはすぐわかってしまうので、ここに記載されている氏名は関係ないのではないか。

新聞記事を見ると警察は依頼者氏名も掴んでいるように思えるが、当該第三者の権利利益を侵害するかどうか。

【委員】細かいことはわからないが、開示する市町村、開示しない市町村があるが、自分の感覚では開示するのが普通ではないか。依頼者の氏名を言わないというのはおかしい。

【会長】実際、士業者は業としてやっているのです、士業者が開示されるのは当たり前だと思うが、誰に頼まれて業としたのかが問題である。

【委員】取られた側とすれば、そこが知りたいわけだから……。何に使われているかわからない訳だから不安である。

【委員】もし、自分がその立場だったら依頼者は絶対に知りたい。

犯罪になっている会社だから、明らかに犯罪に使われている自分の情報を誰が依頼したのか絶対に知りたい。一般的に考えて、住民としては開示してもらうのが当然だと思う。

【事務局】全員の意見を伺いたい。

【委員】前のお二人から、開示は当然だとの意見が出たが、そのとおりである。

司法書士が取得しているが、依頼主が本当に依頼した事実があるか。

開示したとき、実際は依頼していなかった場合、どこに責任があるのか。当然役場が開示するので役場になる。依頼主が関係なかった場合は人権侵害になってしまうので、そういうところクリアにしておかなければならない。

行政側の保護も考えておかなければならない。

他市町村を参考にすることも必要であるし、条例をちゃんと整備することも必要である。

【委員】すべて開示するべきだと思う。

【委員】難しい問題ではあるが、依頼者も知らせるよう考えて欲しい。

出来るだけ時間をかけないで、事件に発展する前に、短いスパンで処理・対応できるようなシステム、法整備、条例改正等考えていった方がよい。

【会長】川越市のような条例改正を早急にすべきではないか。

【委員】個人的立場とすれば当然依頼者の氏名を知りたい。何でそういう目にあわなければいけないんだ。誰から請求されているか知りたい。

事件性がなくても、見知らぬ人から請求されたのであれば、合法だとしてもなぜ請求されなければいけないのか。合法・非合法に関係なく、人権侵害につながりかねない。

職務上請求書の依頼者欄に、そもそも本来の依頼者氏名を書くものなのか。

偽造された職務上請求書に書かれた依頼者氏名が、実在する人で、まったく関係ないのであれば、問題になってしまうかもしれないが、わざわざそんなことをしないと思うので、個人的には開示したほうがよい。

【会長】依頼者の住所氏名を使って住基ネット等で個人が特定できるか。

【担当課】氏名のみでヒットする場合はあるが、同姓同名などいろいろな場合もあるので、住所・生年月日等がないと本人の確定まで難しい。

【会長】氏名、住所、生年月日などを書かせれば可能ということか。

【担当課】その場合は、様式等変えてもらわなければならない。変えてもらえば個人が特定できる。

【委員】こういう事案があることを確認するとどういった目的で取られたかなど、心配があるので、当然開示していただければ・・・。

【会長】当審議機会では、依頼者の氏名又は名称を開示の方向で意見を出したい。

ただし、先ほど意見があつたが、依頼した方の人権があるので、その取扱いをきちんとする。条例改正するなど、法的な根拠を作つて窓口の裁量ではなくやっていたきたい。

【事務局】近隣市の大方が開示に踏み切つた。参考に川越市の裁量的開示の条文を配布します。

【会 長】実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。の条文を追加する。できる規定のため、開示しなくてもよい。

答申案のとりまとめとして、審議会の判断は、戸籍等の不正取得については、法務局その他行政機関からの通知、又は報道等により公にされていること等により、不正事実の確認・認定をしている。

また、職務上請求書を使用することで正規の手続きにより戸籍等の写しを取得できる士業が、職務上請求書の偽造その他不正な手段により戸籍等の写しを取得することは、依頼者についても正規の手続きにより戸籍等の写しを取得しがたい状況にあると推定できるため、当審議会としては、被害者の権利利益の保護を図るため、被害者からの開示請求については、依頼者の氏名又は名称を開示する必要があると判断する。

したがって、審議会の結論としては、職務上請求書による戸籍等不正取得にかかる開示請求にかかる開示請求があつた場合の情報の開示の範囲については、不正あるいは偽造された職務上請求書により個人情報が取られたものであり、その被害を最小限に食い止めるため、依頼者の氏名又は名称の開示の必要があると認められる。

なお、現在の条例では規定していない裁量的開示等の条文について、見直しを行うことが望ましい。とする。

条例の改正については、現状の条文に1項加えることもできるが、難しいようであれば、1条追加するなどして対応してもらいたい。

【委 員】はじめに、ちょっと説明をさせていただきたいが、個人情報の保護制度について、条例の趣旨については、自己情報コントロール権にある。氏名などの公

表は、決して罰として出すわけではなく、開示請求された方が、自分の個人情報についてどう扱われたかについて知りたいという要望に基づいていることがまずある。

今の条文を見て、一般条項で開示できると解釈することもできるかもしれないが、できる限り裁量的に開示できる条文を明示したほうがよいのかもしれない。ただし、条文の作り方が難しいため、他の自治体の条文をそのまま引用するかどうか、もうちょっと慎重な議論が必要である。

また、町が裁量的開示を正面切って認めることになるので、それだけ町が個人情報を開示する方向に向かっていくということなので、何らかの行政に対するコントロールを加えるべきではないかと思う。

【会 長】例えば、個人情報保護条例第16条に1項追加しただけであると、それだけで読みきくことは苦しいと思うので、1条追加することが望ましい。

【委 員】行政側が不利益になるような場合も想定されるので、文言について整備するようお願いしたい。


(5) 報告事項

- ・平成24年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について
事務局より、資料6に基づき説明

7 その他

川島町個人情報保護条例を川島町情報公開条例と併せて改正する。3月議会に上程するため、その前に素案を審議会に報告する。よって、次第2回審議会会議を2月中に開催することとしたい。

8 閉会 吉田副会長

署 名	吉 田 豊 子 
	蓮 見 重 人 